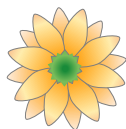




參考資料



参考1 エコスクールの主な整備内容

☀️ 太陽光発電

屋上・屋根等に太陽電池を設置して、発電した電力を活用する。



校舎屋上に設置された太陽光パネルを環境教育の教材として活用
(北海道江別市立江別太小学校)



校舎屋上には太陽光パネルを、校舎内には発電量を確認できる大型パネルを設置
(北海道南富良野町立南富良野小学校)

☀️ 太陽熱利用

屋上等に太陽集熱器を設置して、暖房、給湯、プールの加熱等に利用する。



集熱器により暖められた外気を教室の床下に送風し、暖房に活用
(熊本県和水町立三加和小学校)



🌀 その他の再生可能エネルギー活用

* 風力発電

屋上等に風車を設置して、発電した電力を活用する。

* 地中熱利用

地中に埋設した換気用チューブ等に空気などを循環させて熱交換する。

* バイオマス熱利用

間伐材などの生物資源(バイオマス)を加工し、暖房や温水プールのボイラー、ストーブ等の燃料として活用する。

・・・等



各室に設置されているペレットストーブFF式
(愛媛県伊予市立翠小学校)

屋上に小型風力発電設備を設置
(東京都品川区立御殿山小学校)

💧 省エネルギー・省資源

* 断熱化

複層ガラスや二重サッシ、断熱材等を使用する。

* 日除け

庇、ルーバー、バルコニー等を設ける。

* 省エネルギー型設備

省エネルギー型の照明器具や空調設備を導入する。

* 雨水利用

建物の屋根から集めた雨水を貯水槽に貯め、ろ過処理をしてトイレの洗浄水や校庭の散水に利用する。

・・・等



複層ガラスの設置
(新潟県長岡市立新町小学校)

雨水タンクを設置し、プランターの水やりに活用
(京都府京都市立八瀬小学校)

🌿 自然共生

- * 建物緑化
建物の壁面や屋上の緑化を行う。
- * 屋外緑化
校庭を芝生化したり、ビオトープを設ける。
- * 自然素材の活用
漆喰や珪藻土などの自然素材を使用する。
- ・・・等



地元に植生する植物を植えたビオトープを中庭に設置（茨城県つくばみらい市立陽光台小学校）



内壁や天井に改修前にも使われていた漆喰を採用（愛媛県伊予市立翠小学校）

🪵 木材利用

- * 地域材等の利用
内装等を木質化する。
- ・・・等



豊田市産材を多く利用し、やすらぎやぬくもりが感じられる廊下（愛知県豊田市立寺部小学校）



北海道産材を使用し、やさしく快適な空間となった多目的スペース（北海道美深町立美深中学校）

♻️ 資源リサイクル

- * リサイクル建材の利用
廃棄材を再利用して作られた建材を使用する。
- * 生ゴミ処理設備
給食の残飯の生ゴミを堆肥化したり、水にして排水し、ゴミを減らす。
- ・・・等



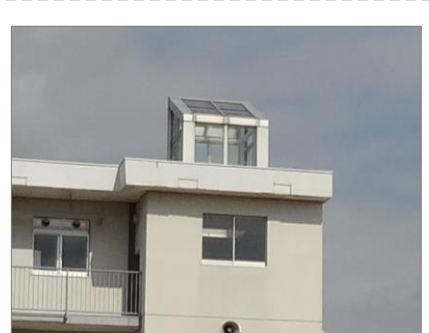
給食の食べ残しなどを生ゴミ処理機で堆肥化し、学校の花壇等に利用（新潟県五泉市立五泉小学校）

🏠 その他

- * 自然採光
トップライト、ハイサイドライトやライトシェルフを利用し、自然光を取り入れる。
- * 自然換気
吹き抜け等を利用し自然換気を行う。
- ・・・等



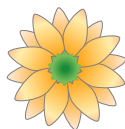
晴天時はハイサイドライト（高窓）による自然光だけで読み聞かせが可能（北海道南富良野町立南富良野西小学校）



煙突効果で暖かい空気が上昇する仕組みを利用して自然換気を行う（福岡県北九州市立曾根東小学校）



参考：「エコスクールー環境を考慮した学校施設の整備推進ー」
（文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省（平成29年6月））



参考2 学習指導要領における「環境に関する教育」

総則	第2の2 (2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成した教育課程の編成を図るものとする。
----	---

総則	社会科	
<p>第1</p> <p>2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。</p> <p>(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を図ること。</p> <p>学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓ひらく主体性のある日本人の育成に資することとなるように特に留意すること。</p> <p>3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。</p> <p>(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。 (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。 (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。</p>	<p>〔第4学年〕</p> <p>(2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(4) 廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効利用ができた生活環境の維持と向上に役立っていることを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(4) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃を捉え、その事業が果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>〔※イの(4)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりに減量や水を汚さない工夫など、自分たちができることを考えた配慮すること。〕</p> <p>(5) 県内の特色ある地域の様子について、学習の問題を追究・解決する活けることができるよう指導する。</p> <p>〔※県内の特色ある地域がだまかに分かるようにするとともに、伝統的なんな地域、国際交流に取り組んでいる地域及び地域の資源を保護・ること。その際、地域の資源を保護・活用している地域については、ずれかを選択して取り上げること。〕</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 県内の特色ある地域では、人々が協力し、特色あるまちづくりやいることを理解すること。</p> <p>(4) 地図帳や各種の資料で調べ、白地図などにまとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 特色ある地域の位置や自然環境、人々の活動や産業の歴史的背景、地域の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。</p> <p>〔第5学年〕</p> <p>(1) 我が国の国土の様子と国民生活について、学習の問題を追究・解決すに付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(4) 我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに、人々は自ことを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(4) 地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件か活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考</p> <p>(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(4) 森林は、その育成や保護に従事している人々の様々な工夫と努力割を果たしていることを理解すること。</p> <p>(7) 関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境解するとともに、公害から国土の環境や国民の健康な生活を守るこ</p> <p>〔※イの(4)及び(7)については、国土の環境保全について、自分たり選択・判断したりできるように配慮すること。〕</p>	
<p>生活科</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕 (身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容)</p> <p>(5) 身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴を見付けることができ、自然の様子や四季の変化、季節によって生活の様子が変わることに関心くとともに、それらを取り入れ自分の生活を楽しくしようとする。</p> <p>(6) 身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりするなどして遊ぶ活動を通して、遊びや遊びに使う物を工夫してつくりことができ、その面白さや自然の不思議さに気付くとともに、みんなと楽しみながら遊びを創り出そうとする。</p>	<p>家庭科</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕</p> <p>C 消費生活・環境</p> <p>(2) 環境に配慮した生活</p> <p>ア 自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。</p> <p>イ 環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること。</p>	<p>〔第3学年及び第4学年〕</p> <p>G 保健</p> <p>(1) 健康な生活について、した活動を通して、次のよう指導する。</p> <p>ア 健康な生活について</p> <p>(7) 心や体の調子がよ</p> <p>要因や周囲の環境の</p> <p>(9) 毎日を健康に過ご</p> <p>どの生活環境を整え</p>

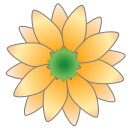
環境に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、小学校学習指導要領における「環境に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものを掲載した。

小学校

することに資する現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生か

	理科	
<p>決する活動を通して、次の事項 るよう進められていることや、 棄物の処理のための事業の様子 ついて扱うとともに、ごみの り選択・判断したりできるよ 動を通して、次の事項を身に付 技術を生かした地場産業が盛 活用している地域を取り上げ 自然環境、伝統的な文化のい 観光などの産業の発展に努めて 人々の協力関係などに着目して、 る活動を通して、次の事項を身 然環境に適応して生活している ら見て特色ある地域の人々の生 え、表現すること。 追究・解決する活動を通して、 により国土の保全など重要な役 の改善が図られてきたことを理 との大切さを理解すること。 ちにできることなどを考えた</p>	<p>〔第3学年〕 (1) 身の回りの生物 身の回りの生物について、探したり育てたりする中で、それらの様子や周辺環境、成長の過程や体のつくりに着目して、それらを比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 生物は、色、形、大きさなど、姿に違いがあること。また、周辺の環境と関わって生きていること。 イ 身の回りの生物の様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、身の回りの生物と環境との関わり、昆虫や植物の成長のきまりや体のつくりについての問題を見だし、表現すること。</p> <p>〔第6学年〕 (3) 生物と環境 生物と環境について、動物や植物の生活を観察したり資料を活用したりする中で、生物と環境との関わりに着目して、それらを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 生物は、水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること。 (イ) 生物の間には、食う食われるという関係があること。 (ウ) 人は、環境と関わり、工夫して生活していること。 イ 生物と環境について追究する中で、生物と環境との関わりについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p> <p>第3 (3) 生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。</p>	
<p>体育</p>	<p>特別の教科 道徳</p> <p>D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること 〔自然愛護〕 〔第1学年及び第2学年〕 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。 〔第3学年及び第4学年〕 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。 〔第5学年及び第6学年〕 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。</p> <p>第3 2 (6) (略) また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。 (略)</p>	<p>総合的な学習の時間</p> <p>3 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。</p>
<p>課題を見付け、その解決を目指す事項を身に付けることができる 理解すること。 いなどの健康の状態は、主体の要因が関わっていること。 すには、明るさの調節、換気なることなどが必要であること。</p>		



参考2 学習指導要領における「環境に関する教育」

総則	第2の2 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成した教育課程の編成を図るものとする。
----	--

総則	社会科
<p>第1</p> <p>2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。</p> <p>(2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵かみ養育を旨とした教育の充実を図ること。</p> <p>学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。</p> <p>道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。</p> <p>3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)の「ア及びウにおいて、特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にししながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることに偏りなく実現できるようにするものとする。</p> <p>(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。 (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。 (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。</p>	<p>〔地理的分野〕</p> <p>B 世界の様々な地域</p> <p>(1) 世界各地の人々の生活と環境</p> <p>場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>〔※世界各地の人々の生活の特色やその変容の理由と、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件との関係を考察するに当たって、衣食住の特色や、生活と宗教との関わりなどを取り上げるようにすること。〕</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 人々の生活は、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件から影響を受けたり、その場所の自然及び社会的条件に影響を与えたりすることを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 世界各地における人々の生活の特色やその変容の理由を、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件などに着目して多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>C 日本の様々な地域</p> <p>(1) 地域調査の手法</p> <p>〔※地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。〕</p> <p>場所などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。 (4) 地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的技術を身に付けること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 地域調査において、対象となる場所の特徴などに着目して、適切な主題や調査、まとめとなるように、調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 日本の地域的特色と地域区分</p> <p>次の①から④までの項目を取り上げ、分布や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>① 自然環境 ② 人口 ③ 資源・エネルギーと産業 ④ 交通・通信</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること。</p> <p>(3) 日本の諸地域</p> <p>次の①から⑤までの考察の仕方に基づき、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>① 自然環境を中核とした考察の仕方</p> <p>(4) 地域の在り方</p> <p>〔※取り上げる地域や課題については、各学校において具体的に地域の在り方を考察できるような、適切な規模の地域や適切な課題を取り上げること。〕</p> <p>空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。 (4) 地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p>

技術・家庭科	
<p>〔技術分野〕</p> <p>A 材料と加工の技術</p> <p>(3) これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>B 生物育成の技術</p> <p>(3) これからの社会の発展と生物育成の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>C エネルギー変換の技術</p> <p>(3) これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>D 情報の技術</p> <p>(4) これからの社会の発展と情報の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>〔※内容の「A材料と加工の技術」、「B生物育成の技術」、「Cエネルギー変換の技術」の(3)及び内容の「D情報の技術」の(4)については、技術が生活の向上や産業の継承と発展、資源やエネルギーの有効利用、自然環境の保全等に貢献していることについても扱うものとする。〕</p> <p>B 生物育成の技術</p> <p>(2) 生活や社会における問題を、生物育成の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>〔※(2)については、地域固有の生態系に影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、(以下略)〕</p> <p>ア 安全・適切な栽培又は飼育、検査等ができること。 イ 問題を見いだして課題を設定し、育成環境の調節方法を構想して育成計画を立てるとともに、栽培又は飼育の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。</p>	<p>〔※各内容における(1)に る。 イ イでは、社会から に着目し、技術が最</p> <p>〔家庭分野〕</p> <p>B 衣食住の生活</p> <p>(5) 生活を豊かにするため</p> <p>ア 製作する物に適した 取り扱い、製作が適切 〔※衣服等の再利用の イ 資源や環境に配慮し 計画を考え、製作を</p> <p>C 消費生活・環境</p> <p>(2) 消費者の権利と責任</p> <p>ア 消費者の基本的な権 会に及ぼす影響につい イ 身近な消費生活につ 行動を考え、工夫する</p> <p>(3) 消費生活・環境につい</p> <p>ア 自分や家族の消費生 の解決に向けて環境に できること。</p>

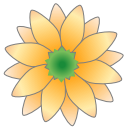
環境に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、中学校学習指導要領における「環境に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものを示す。

中学校

することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生か

	理科	
<p>〔歴史的分野〕</p> <p>C 近現代の日本と世界</p> <p>(2) 現代の日本と世界</p> <p>課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(4) 日本の経済の発展とグローバル化する世界</p> <p>高度経済成長、国際社会との関わり、冷戦の終結などを基に、我が国の経済や科学技術の発展によって国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解すること。</p> <p>〔※沖縄返還、日中国交正常化、石油危機などの節目となる歴史に関わる事象を取り扱うようにすること。また、民族や宗教をめぐる対立や地球環境問題への対応などを取り扱い、これまでの学習と関わらせて考察、構想させるようにすること。〕</p> <p>〔公民的分野〕</p> <p>B 私たちと経済</p> <p>(2) 国民の生活と政府の役割</p> <p>対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(7) 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。</p> <p>D 私たちと国際社会の諸課題</p> <p>(1) 世界平和と人類の福祉の増大</p> <p>対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(7) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。</p> <p>その際、領土（領海、領空を含む）、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。</p> <p>〔※（略）「国際連合をはじめとする国際機構などの役割」については、国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れること。〕</p> <p>(4) 地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解すること。</p>	<p>〔第1分野〕</p> <p>(7) 科学技術と人間</p> <p>科学技術と人間との関わりについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(7) エネルギーと物質</p> <p>⑦ エネルギーとエネルギー資源</p> <p>様々なエネルギーとその変換に関する観察、実験などを通して、日常生活や社会では様々なエネルギーの変換を利用していることを見いだして理解すること。また、人間は、水力、火力、原子力、太陽光などからエネルギーを得ていることを知るとともに、エネルギー資源の有効な利用が大切であることを認識すること。</p> <p>④ 様々な物質とその利用</p> <p>物質に関する観察、実験などを通して、日常生活や社会では、様々な物質が幅広く利用されていることを理解するとともに、物質の有効な利用が大切であることを認識すること。</p> <p>(4) 自然環境の保全と科学技術の利用</p> <p>⑦ 自然環境の保全と科学技術の利用</p> <p>自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。</p> <p>イ 日常生活や社会で使われているエネルギーや物質について、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するとともに、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。</p> <p>〔第2分野〕</p> <p>(7) 自然と人間</p> <p>自然環境を調べる観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(7) 生物と環境</p> <p>⑦ 自然界のつり合い</p> <p>微生物の働きを調べ、植物、動物及び微生物を栄養の面から相互に関連付けて理解するとともに、自然界では、これらの生物がつり合いを保って生活していることを見いだして理解すること。</p> <p>④ 自然環境の調査と環境保全</p> <p>身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。</p> <p>② 地域の自然災害</p> <p>地域の自然災害について、総合的に調べ、自然と人間との関わり方について認識すること。</p> <p>(4) 自然環境の保全と科学技術の利用</p> <p>⑦ 自然環境の保全と科学技術の利用</p> <p>自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。</p> <p>イ 身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(9) イ アの(7)の④については、生物や大気、水などの自然環境を直接調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。また、気候変動や外来生物にも触れること。</p> <p>第3 2 (2) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。</p>	
<p>については、次のとおり取り扱うものとする</p> <p>の要求、安全性、環境負荷や経済性など適化されてきたことに気付かせること。</p> <p>の布を用いた製作</p> <p>材料や縫い方について理解し、用具を安全ににできること。</p> <p>方法についても触れること。]</p> <p>、生活を豊かにするために布を用いた物の製工夫すること。</p> <p>利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会理解すること。</p> <p>いて、自立した消費者としての責任のある消費こと。</p> <p>での課題と実践</p> <p>活の中から問題を見いだして課題を設定し、そ配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践</p>	<p>保健体育科</p> <p>〔保健分野〕</p> <p>(1) 健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。</p> <p>(7) 健康は、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。また、疾病は、主体の要因と環境の要因が関わり合って発生すること。</p> <p>(4) 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。</p> <p>(4) 健康と環境について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。</p> <p>ア 健康と環境について理解を深めること。</p> <p>(7) 身体には、環境に対してある程度まで適応能力があること。身体の適応能力を超えた環境は、健康に影響を及ぼすことがあること。また、快適で能率のよい生活を送るための温度、湿度や明るさには一定の範囲があること。</p> <p>(7) 人間の生活によって生じた廃棄物は、環境の保全に十分配慮し、環境を汚染しないように衛生的に処理する必要があること。</p> <p>イ 健康と環境に関する情報から課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。</p>	<p>特別の教科 道徳</p> <p>D 主として生命や自然、崇高なものの関わりに関すること</p> <p>〔自然愛護〕</p> <p>自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。</p> <p>第3 2 (6) (略) また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。(略)</p> <p>総合的な学習の時間</p> <p>3 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。</p>



参考3 ESDを通じたSDGs（持続可能な開発目標）の達成

SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの目標4は、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」とする教育に特化したもので、10のターゲットから成っています。

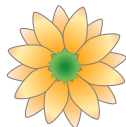
このうち、ターゲット4.7では、以下のとおりESDも位置付けられています。

目標4 ターゲット4.7

2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。



出典：「ユネスコスクールで目指すSDGs- 持続可能な開発のための教育（ESD）」
（文部科学省・日本ユネスコ国内委員会（2018年11月改訂版））



参考4 エコスクールに関するこれまでの主な取組

文部科学省及び国立教育政策研究所では、エコスクールに関する報告書やパイロット・モデル事業のほか、次のようなエコスクール推進のためのガイドブックや事例集等を作成し、公表しています。なお、これらの報告書等は、ホームページで閲覧できます。

環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/index.htm

平成8年3月	環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備について エコスクールの基本的な考え方（「やさしく造る」「賢く・永く使う」「学習に資する」）を提示 ▶ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/006/toushin/020301.htm
平成13年3月	環境を考慮した学校施設（エコスクール）の現状と今後の整備推進に向けて エコスクールの整備に関する社会的な要請を示し、エコスクールとして整備された学校施設を紹介 ▶ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/006/toushin/020302.htm
平成21年3月	環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について －低炭素社会における学校づくりの在り方－ 既存の学校施設を含めた全ての学校施設におけるエコスクールづくりの推進を提言
平成21年7月 平成22年3月 平成21年6、12月、 平成22年4月	学校への太陽光発電導入ガイドブック 学校における新エネルギー活用ガイドブック 学校における太陽光発電の導入事例 ※HPのみで公表

学校における太陽光発電や太陽熱利用、風力発電等の新エネルギー設備の導入、活用のポイントをまとめたガイドブックなど
▶ https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/newdeal/houkoku/1269111.htm
▶ https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1291993.htm

平成22年5月	すべての学校でエコスクールづくりを目指して－既存学校施設のエコスクール化に関する事例集－ 既存学校施設におけるエコスクールづくりの事例を紹介 ▶ https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1294138.htm
---------	--

平成22年9月	CASBEE学校 学校施設における総合的な環境性能評価手法 学校施設の環境負荷の低減と同時に、教育環境の質的改善を進めていくため、学校施設における総合的な環境性能の評価手法のマニュアル ▶ https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1298014.htm
---------	--

平成23年1月	エコスクールパイロット・モデル事業 事例集 エコスクールパイロット・モデル事業認定校での取組事例や市町村全体の学校においてエコスクールづくりに取り組んでいる事例を紹介 ▶ https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1301216.htm
---------	---

平成23年9月	環境教育に活用できる学校づくり実践事例集 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の改正（エコスクールに関する規定が追加）を踏まえ、環境教育に学校施設を活用している先進的な取組を紹介 ▶ https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1311403.htm
---------	--

平成29年6月	エコスクール－環境を考慮した学校施設の整備推進－ エコスクール・プラス（エコスクールパイロット・モデル事業から改称）を事業タイプごとに紹介 ▶ https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289492.htm
---------	---

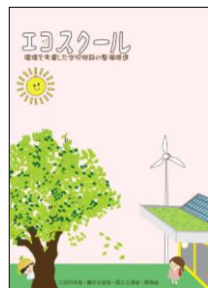
平成31年3月	学校等における省エネルギー推進のための手引き ～省エネのすすめ方・つづけ方～ 学校等における省エネルギー推進のための基本的事項をまとめた手引き ▶ https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1416430.htm
---------	---



すべての学校でエコスクールづくりを目指して



環境教育に活用できる学校づくり実践事例集



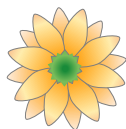
エコスクール－環境を考慮した学校施設の整備推進－

国立教育政策研究所 文教施設研究センターHP

https://www.nier.go.jp/O4_kenkyu_annai/div11-shisetsu.html

平成20年2月 平成21年8月、 成22年11月	学校施設の環境配慮方策等に関する調査研究報告書 モデルプランにおける環境対策のシミュレーション結果 学校施設の居住環境や環境配慮に関する現状と課題を分析し、既存学校施設の改修等にあわせて実施できる環境配慮方策を提案。また、モデルプランを提示しCO ₂ 削減効果や概算工事費等について検証。
--------------------------------	---

平成23年1月	学校施設のCO ₂ 削減設計検討ツール 学校設置者が既存校舎のエコ改修を検討する際に、改修後のCO ₂ 削減効果を簡易に算出するためのツール
---------	---

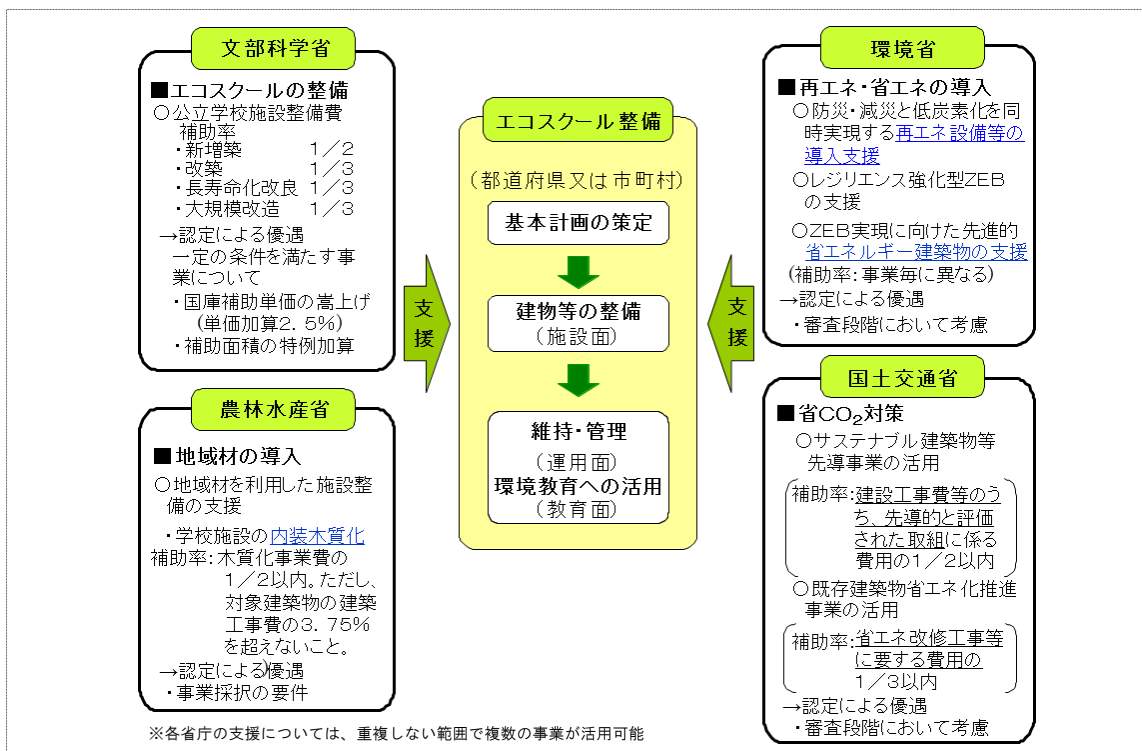


参考5 エコスクール整備に係る財政支援（公立学校）

エコスクール・プラスについて

文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市区町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定。（平成29年度からエコスクールパイロット・モデル事業を改称）

認定を受け、一定の条件を満たした場合には、学校施設の**新築、増築、改築又は改修**を実施する際に、文部科学省より**施設整備費**についての単価加算措置（2.5%）及び関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができる。



エコスクール・プラスの概要

文部科学省の支援措置について

エコスクール・プラスの認定を受けた事業で、文部科学省の支援措置（単価・面積の加算）の対象となる事業は「エネルギー消費量を削減する事業」及び「木材を利用する事業」の2種類となっている。

○エネルギー消費量を削減する事業

● 新築・増築・改築事業の場合

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \geq 0.1$$

※一次エネルギー消費量は、空調、換気、照明、給湯、昇降機の一次エネルギー消費量と太陽光発電等のエネルギー利用効率化設備を考慮して算出する。

※基準一次エネルギー消費量に対する設計一次エネルギー消費量の割合は、建築物省エネ法に基づく指標であるBEI(Building Energy Index)を算出する。

● 大規模改造・長寿命化改良事業の場合

$$1 - \frac{\text{改修後の設計一次エネルギー消費量}}{\text{改修前の設計一次エネルギー消費量}} \geq 0.1$$

※改修前の建物・設備の仕様がわからなければ、一次エネルギー消費量算出のための計算支援プログラムで予め設定されている標準値を用いて良い。

○木材を利用する事業

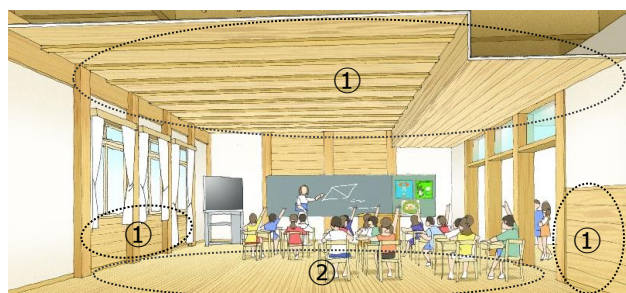
● 新築・増築・改築・大規模改造・長寿命化改良事業共通

①及び②の両方を実施する事業が対象

①壁（又は天井）の木質化

②床の木質化

（補助対象面積の半数以上の室等の内装）



他省庁等の支援措置について

農林水産省

○林業・木材産業成長産業化促進対策交付金

● 木造公共建築物等の整備

地域材を利用した木造による新築、新築する施設又は既存施設の木質化。

(ただし、公立小中学校の校舎本体の木造による新築については、事業の対象外。)

【補助率】 木造化事業：対象事業費の15% (CLT等の先進的技術活用するものは1/2以内)

木質化事業：対象事業費の1/2以内、ただし建築工事費の3.75%を超えないこと

【参照先web】 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin.html>

国土交通省

○サステナブル建築物等先導事業

● 省CO₂先導型

省エネ・省CO₂技術による低炭素化、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策等に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトに対して支援。

【補助率】 1/2 【参照先web】 <http://www.kenken.go.jp/shouco2/>

● 木造先導型

再生可能な循環資源である木材を使用した住宅・建築物のリーディングプロジェクトに対して支援。

【補助率】 1/2 【参照先web】 <http://www.sendo-shien.jp/28/>

○既存建築物省エネ化推進事業(建築物の改修工事)

躯体の省エネ改修工事・高効率設備への改修工事・バリアフリー改修工事に対し、国が事業の実施に要する費用の一部を支援。

【補助率】 1/3 【参照先web】 <http://hyoka-jimu.jp/kaishu/index.html>

環境省

○建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

● レジリエンス強化型ZEB実証事業

災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設(市役所、役場庁舎、公民館等の集会所、学校等)及び自然公園内の業務用施設(宿舍等)において、停電時にもエネルギー供給が可能となるZEBに対して、その実現に資する省エネ・省CO₂性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する費用を支援。

【補助要件】 一次エネルギー消費量50%以上削減 【補助率】 2/3

● ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

地方公共団体所有施設及び民間業務用施設等に対し、ZEB(年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物)の実現に資する省エネ・省CO₂性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する費用を支援。

【補助要件】 ZEBを満たす建築物であること 【補助率】 m²単価定額、1/3、1/2、2/3

【参照先web】 <http://www.siz-kankyuu.jp/2019co2.html>

○激甚化する災害に対応した災害時活動拠点施設の強靱化促進事業

● レジリエンス強化型ZEB支援事業

災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設(市役所、役場庁舎、公民館等の集会所、学校等)及び自然公園内の業務用施設(宿舍等)において、停電時にもエネルギー供給が可能となるZEBに対して、その実現に資する省エネ・省CO₂性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する費用を支援。

【補助要件】 一次エネルギー消費量50%以上削減 【補助率】 2/3

○地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

地域防災計画等により災害時に避難施設等として位置づけられた施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。

【補助率】 1/2、2/3又は3/4

【参照先web】 <http://www.eic.or.jp/eic/works/h31subsidy.html>

その他

○公益財団法人 都市緑化機構

● 緑の環境プラン大賞

【参照先web】 <https://urbangreen.or.jp/grant/3hyosho/green-plan>

○公益財団法人 日本生態系協会 / 公益財団法人 三菱UFJ環境財団

● 学校・園庭ビオトープづくり支援

【参照先web】 <http://www.ecosys.or.jp/activity/biotope/ufj.html>

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議設置要綱

平成29年2月1日
大臣官房長決定

平成29年5月10日改訂
平成30年5月18日改訂
令和元年6月4日最終改訂

1 趣旨

近年の社会変化に対応するため、今後の学校施設の在り方及び指針の策定に関する調査研究を行う。

2 調査研究事項

- (1) 今後の学校施設の在り方について
- (2) 学校施設整備指針の策定について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者等の協力を得て、2に掲げる事項について調査研究を行う。
- (2) 本協力者会議に主査及び副主査を置き、事務局が委嘱する。
- (3) 本協力者会議の下に、部会を置くことができる。
- (4) 必要に応じ、(1)の学識経験者等以外の関係者にも協力を求めることができる。

4. 実施期間

平成29年2月1日から令和3年3月31日

5. その他

- (1) 本協力者会議に関する庶務は、大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課において処理する。
- (2) その他本協力者会議の運営に関する事項は、必要に応じ別途定める。

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議委員名簿

- | | | | |
|---|-----|-----|-------------------------------|
| ○ | 天 笠 | 茂 | 千葉大学教育学部特任教授 |
| | 五十嵐 | 智 浩 | 公益社団法人日本PTA全国協議会副会長 |
| | 伊 藤 | 俊 介 | 東京電機大学システムデザイン工学部教授 |
| | 岩 井 | 雄 一 | 社会福祉法人せたがや檜の木会理事長 |
| ◎ | 上 野 | 淳 | 首都大学東京学長 |
| | 織 田 | 克 彦 | 千葉県教育庁教育振興部学習指導課指導主事 |
| | 片 田 | 敏 孝 | 東京大学大学院情報学環特任教授 |
| | 加 茂 | 紀和子 | 名古屋工業大学大学院工学研究科教授 |
| | 後 藤 | ひとみ | 愛知教育大学学長 |
| | 斎 尾 | 直 子 | 東京工業大学環境・社会理工学院建築学系准教授 |
| | 志 村 | 秀 明 | 芝浦工業大学工学部建築学科教授 |
| | 高 際 | 伊都子 | 渋谷教育学園渋谷中学高等学校副校長 |
| | 田 原 | 優 子 | 佐賀県多久市教育委員会教育長 |
| ○ | 長 澤 | 悟 | 東洋大学名誉教授 |
| | 中 埜 | 良 昭 | 東京大学生産技術研究所教授 |
| | 野 中 | 陽 一 | 横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻専攻長・教授 |
| | 樋 口 | 直 宏 | 筑波大学人間系教育学域教授 |
| | 水 澤 | 邦 紀 | 川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室長 |
| | 山 重 | 慎 二 | 一橋大学大学院経済学研究科教授 |
| | 山 下 | 文 一 | 松蔭大学コミュニケーション文化学部子ども学科学科長・教授 |

(◎：主査)

(○：副主査)

(以上20名、五十音順、敬称略)

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議特別協力者名簿

丹 沢 広 行 国立教育政策研究所文教施設研究センター長

(以上1名、五十音順、敬称略)

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 環境教育に活用できる学校施設検討部会の設置について

平成31年1月24日
学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議決定

環境を考慮した学校施設（エコスクール）の環境教育への活用方策等について、具体的・専門的な検討を行うため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）に以下のとおり、環境教育に活用できる学校施設検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

1. 検討事項

- (1) 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の環境教育への活用方法について
- (2) その他

2. 実施方法

部会は、別紙の学識経験者等により構成する。なお、必要に応じ、他の学識経験者等にも協力を求めることができる。

3. 実施期間

2019年1月24日から2020年3月31日までとする。

4. 協力者会議への報告

部会は、検討状況を適宜、協力者会議へ報告するものとする。

5. その他

部会に関する庶務は、大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課において処理する。

環境教育に活用できる学校施設検討部会委員

【検討部会委員】

伊香賀 俊 治	慶應義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授
伊 藤 俊 介	東京電機大学システムデザイン工学部教授
小 泉 治	株式会社日本設計第3建築設計群副群長
小 澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授
古 俣 和 明 ※ 平成31年4月～	川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室担当課長
鈴 木 徹 ※ ～平成31年3月	川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室担当課長
鈴 木 賢 一	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
田 中 稲 子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授
○ 長 澤 悟	東洋大学名誉教授
長 濱 裕 也	東京都板橋区立西台中学校長

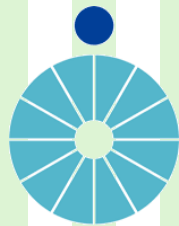
【検討部会特別協力者】

五 島 政 一	国立教育政策研究所教育課程研究センター基礎研究部総括研究官
丹 沢 広 行 ※ 平成31年4月～	国立教育政策研究所文教施設研究センター長
森 政 之 ※ ～平成31年3月	国立教育政策研究所文教施設研究センター長

(○：部会長)
(五十音順、敬称略)

【お問い合わせ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
電話：03-5253-4111（内線2288）



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

作成：令和2年3月